

法人向け税対策の保険にメス！

記憶に新しい2019年のバレンタインデー・ショック(全損保険等の制限)に続き、さらに保険での税対策が出来なくなる！？

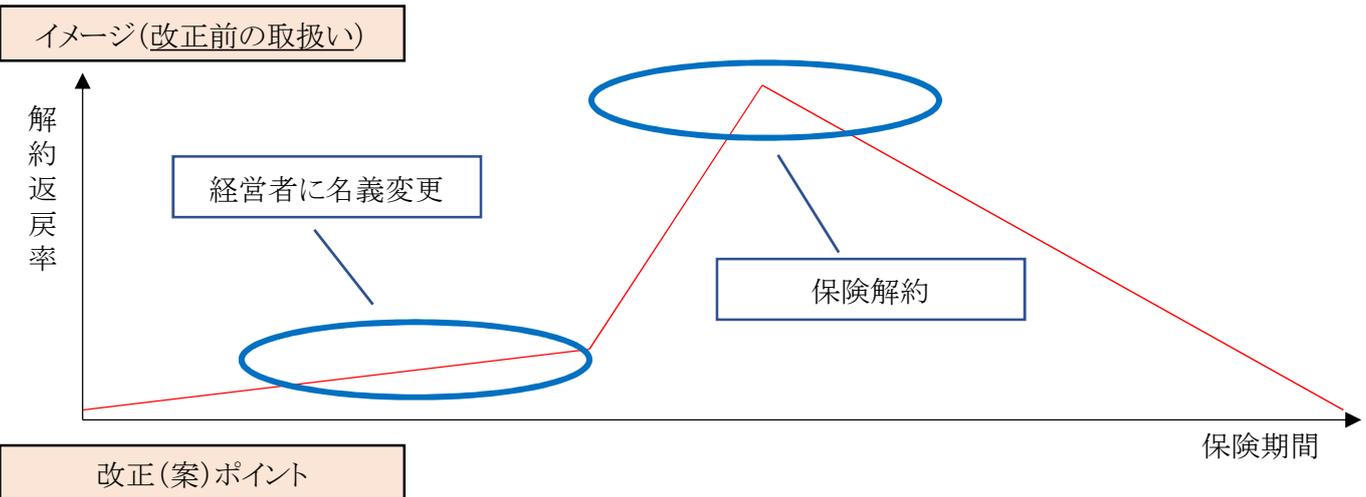
法人契約の保険の中には保険契約時から一定期間は解約返戻金を低く抑え、一定期間経過後に解約返戻金が急激に増加する「低解約返戻型生命保険(名義変更プラン)」という保険商品が存在します。

解約返戻金が低い期間中に保険契約者を法人から個人(例えば経営者)に変更を行い、経営者は安価(解約返戻金相当額)で保険契約を法人から買い取ることが出来ます(又は無償で契約者変更を行い給与課税をする)。

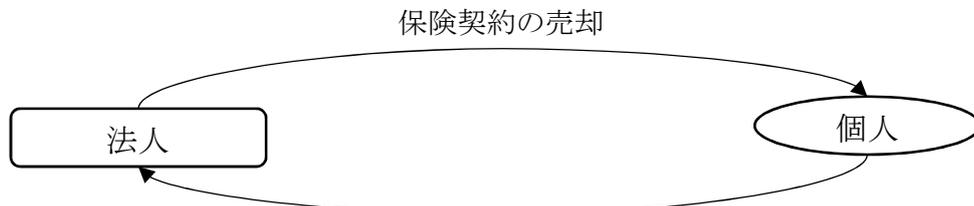
※所得税法基本通達36-37に則る

その後、解約返戻金が急激に増加したタイミングで解約を行い、経営者が高い解約返戻金を受け取ることで、会社の利益を経営者に移転させるという流れでした(ただし租税回避とみなされる可能性有)。

また、経営者が受け取る解約返戻金は一時所得として課税されるため、いわゆる1/2課税が適用され、役員報酬で受け取るよりも経営者側の課税が抑制されることになります。



令和元年(2019年)7月8日以後に締結した保険契約で令和3年(2021年)7月1日以後の契約者変更から改正されます



保険契約の買い取り代金支払い(有償の場合)

→改正前:解約返戻金相当額

→改正(案)後:資産(保険積立金等)計上額

※契約者変更時の解約返戻金 < 資産計上額×70%の場合

対象	改正により想定される影響
法人	保険譲渡損が生じなくなる(資産計上額=譲渡対価となるため)
個人	有償で名義変更を行う場合、改正前よりも買取代金が多額になる可能性が高い(買取資金の工面)
	無償で名義変更を行う場合、改正前よりも給与課税額が多額になる可能性が高い
	保険解約時の一時所得金額は改正前よりも少額になる可能性が高い